学 位 申 請 書

年 月 日

経営管理研究科長 殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大学院 | 商学 ・ 経営管理 | 研究科博士後期課程 |
|  |  | 専攻3年 |

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| (英文表記) |  |

学 位 論 文 審 査 願

このたび一橋大学学位規則第5条第１項により，博士 (商学) の学位を受けたく，博士課程在学者の博士論文及び最終規定にしたがって，学位論文に論文要旨，論文目録を添えて提出いたしますので，審査をお願いいたします。

学籍番号：

論　　　文　　　題　　　目

[Thesis Title in English]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大学院 | 商学 ・ 経営管理 | 研究科 |
| 博士後期課程 |  | 専攻 |
| 氏名： |  | |

学籍番号：

論　　　文　　　題　　　目

[Thesis Title in English]

(要　　旨)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大学院 | 商学 ・ 経営管理 | 研究科 |
| 博士後期課程 |  | 専攻 |
| 氏名： |  | |

論　　文　　目　　録

1.　題目　[Thesis Title in English]

2.　公表の方法及び時期

3. 冊数　　　　　　　　3冊

参考論文

1. 題目

2. 公表の方法及び時期

3. 冊数　　　　　　　　3冊

　　　　年　　　月　　　日

学位申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (事務室控) | | | |
| 受領日 | | | |
| 論　文　受　領　書 (学位申請時) | | | |
| 種　　　　　別： | 博士課程修了 (課程博士) | | |
| 論　文　題　目 (日本語)： |  | | |
| 論　文　題　目 (英　語)： |  | | |
| 学　籍　番　号： |  | | |
| 氏　　　　　名： |  | | |
| 住　　　　　所：  (連絡先) | ℡ | | |
| 指　導　教　員： |  | | |
| 冊　　　　　数： | 簡易製本　3冊 | | |
| 題目届提出以降、題目の変更が　(　ある　・　ない ) | | | |
|  | | 割 |  |
|  | | 印 |  |
| (本 人 控) | | | |
| 受領日 | | | |
| 論　文　受　領　書 (学位申請時) | | | |
| 種　　　　　別： | 博士課程修了 (課程博士) | | |
| 論　文　題　目 (日本語)： |  | | |
| 論　文　題　目 (英　語)： |  | | |
| 学　籍　番　号： |  | | |
| 氏　　　　　名： |  | | |
| 冊　　　　　数： | 簡易製本　3冊 | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 学籍番号 ： |  |

大学院経営管理研究科　学位論文の研究倫理規範に係る誓約書

一橋大学大学院経営管理研究科長　殿

　私は、以下の博士論文を作成するにあたり、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」を遵守したことを誓約します。

論文題目(日本語)：

論文題目（英 語）：

　　20　　年　　　月　　　日（論文提出日）

学位申請者（自署）：

一橋大学における研究活動に係る行動規範

平成19年７月４日制定

国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）は、既に一橋大学研究教育憲章を定め、本学における研究活動はそれを基本として行ってきた。

しかしながら、昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、本学はこのたび、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定めるものである。

本学構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

１．研究者はじめ本学構成員は、本学の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規則等を遵守しなければならない。

２．研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。

３．研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

４．研究者は、研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。

５．研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

６．本学構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。